別表第１（第５条関係）
　　簡易公開調達公告

簡　易　公　開　調　達　公　告

　令和６年度和歌山県果樹試験場うめ研究所庁舎清掃業務（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治法令」という。）第１６７条の２第１項第１号及び和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成２０年制定）第５条の規定に基づき公告する。

　　令和６年３月１４日

和歌山県知事　岸　本　周　平

１　簡易公開調達に付する事項

（１）事業年度

　　令和６年度

（２）調達業務の名称

　　令和６年度和歌山県果樹試験場うめ研究所庁舎清掃業務

（３）調達業務の内容

　　和歌山県果樹試験場うめ研究所庁舎清掃業務仕様書のとおり

（４）契約期間

　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

２　契約の相手方の決定方法

　「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設で、日高振興局及び西牟婁振興局管内にある施設のうち当該清掃業務の受託を希望するものから見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。また、すべての見積書が予定価格を超えた場合は、契約の相手方の決定を行わないものとし、再度、見積合わせを行うものとする。

３　契約の相手方の決定日時（予定）

　　令和６年３月２１日（木）午後５時００分

４　契約の相手方の選定基準

　（１）上記２に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

５　契約書の要否

　　要

６　見積書の提出期限及び提出場所等

　（１）提出期限

　　令和６年３月２１日（木）午後５時００分

　（２）提出場所

　　和歌山県果樹試験場うめ研究所

　　和歌山県日高郡みなべ町東本庄１４１６－７

　　電話　０７３９－７４－３７８０

ファクシミリ　０７３９－７４－３７９０

（３）提出方法

郵送、持参のいずれでも可。上記の提出期限までに必着のこと

７　その他

（１）発注(契約の締結）と関係予算の成立

この公告による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る令和５年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し、延期し、または必要な変更を行うことがある。

（２）発注（契約）の事務を担当する部局

この公告及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア　名称

和歌山県果樹試験場うめ研究所

イ　所在地

和歌山県日高郡みなべ町東本庄１４１６－７

電話　０７３９－７４－３７８０

ファクシミリ　０７３９－７４－３７９０